

農業分野における規制改革について  
(規制改革実施計画の実施状況等)

1. 農地中間管理機構の機能強化 ……1
2. 農協法等一部改正法に基づく諸改革の確実な実施 ……3
3. 牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革 ……11
4. 生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引  
できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組 ……12

農業分野における規制改革について(規制改革実施計画の実施状況等)

「規制改革実施計画」における実施内容				閣議決定	実施状況(平成28年12月31日時点)		今後の主要フォローアップ事項
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
1. 農地中間管理機構の機能強化							
1	農地中間管理機構の創設	<p>農地中間管理機構の創設に際しては、以下の諸点を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、都道府県及び農地中間管理機構の権限と責任の明確化</li> <li>・ 農地中間管理機構の機能にふさわしい体制</li> <li>・ 既存の制度の整理・合理化</li> <li>・ 事業目的に資する農地の借受け</li> <li>・ 貸主に対する財政的措置の在り方</li> <li>・ 農地中間管理機構が貸付先を決定する公正な貸付けルールの明確化</li> <li>・ 農地中間管理機構の職務執行を監視・監督する機関の設置</li> <li>・ 農地中間管理機構の業務の再委託の禁止</li> </ul>	措置済み	平成26年	措置済	<p>平成26年11月までに全都道府県で農地中間管理機構が設立された。</p> <p>初年度(平成26年度)の実績については、官邸の農林水産業・地域の活力創造本部等で評価が行われ、機構を軌道に乗せるための方策についても整理されたところ。これに基づき、各都道府県で改善策が講じられているところ。</p> <p>(※ 平成27年度の実績についても、平成28年5月公表済み)</p>	・創設後の農地中間管理機構の実績等(以下2~8の事項に沿って要フォロー)
2	農地中間管理機構の実績等の公表	各都道府県の農地中間管理機構の農地の集積・集約化の実績をランク付けとともに公表する。	平成27年度以降順次措置	平成27年	措置済	各都道府県の農地中間管理機構の農地の集積・集約化の実績をランク付けとともに公表した。(平成27年6月19日)	・各都道府県の農地中間管理機構の実績の公表状況

(※)実施状況について

これまでの実施内容は平成28年3月の所管省庁報告による。平成28年4月以降については、規制改革推進室にて補足(※を付し記載)している。

農業分野における規制改革について(規制改革実施計画の実施状況等)

「規制改革実施計画」における実施内容				閣議決定	実施状況(平成28年12月31日時点)		今後の主要フォローアップ事項
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
3	農地中間管理機構の体制の改善	農地中間管理機構・都道府県に対し、抜本的な意識改革と役職員等の体制整備を求めるとし、それを踏まえて改善した農地中間管理機構における役員や現地で農地集積のコーディネートを行う担当者の配置(業務委託先における担当者の配置も含む。)等の体制を公表するよう農地中間管理機構等に要請する。 あわせて、農地中間管理機構等に対し、そうした改善状況を国に報告するよう求めるとともに、その内容を精査し、必要があれば一層の改善を要請する。 さらに、市町村に対し、農地の集積・集約化に向けた人・農地プランの見直しなど、地域内の農業者の話し合いを着実に進め、農地中間管理機構がまとまった農地を借りられるよう、都道府県を通じて協力を要請する。	平成27年度以降順次措置	平成27年	措置済	国から各都道府県・機構に対し、官邸の農林水産業・地域の活力創造本部等で決定された機構を軌道に乗せるための方策に基づき、改善策を講じるよう要請した。 各都道府県・機構においては、これに基づき、 ① 機構の意識改革と役員体制の改善 ② 現場でコーディネートを行う担当者の増員 ③ 地域の担い手との話し合いの推進 ④ 農地整備事業との連携の強化等が進められているところである。	・農地中間管理機構の役員、及び農地集積のコーディネートを行う担当者に関する体制強化の状況
4-1	農地の集積・集約化の環境整備	農地中間管理機構の農地の集積・集約化のインセンティブを高めるため、各都道府県の農地中間管理機構の優良事例を集めて、都道府県及び各農地中間管理機構の間で共有した上で、農業基盤整備との連携を強化するとともに実績を上げた都道府県について各般の施策に配慮する等、リーダーシップを発揮すべき都道府県知事に対して農地の集積・集約化を促す仕組みを構築する。	平成27年度以降順次措置	平成27年	措置済	各都道府県機構の初年度(平成26年度)の優良事例を取りまとめ、公表した。 農業基盤整備との連携については、27年10月1日時点で、920地区で農地整備事業と機構との連携が図られている。	・農地中間管理機構が実績を上げた都道府県について各般の施策に配慮する仕組みと、その運用状況 ・市町村による人と農地の状況に関する調査・公表の状況
4-2		農地中間管理機構がまとまった農地を借りられるよう、農地の出し手の掘り起こしを行うため、市町村ごとの人・農地の状況に関する情報が適時に収集され、公表される仕組みを構築する等、市町村・農業委員会による出し手の発掘に向けた取組を促す。	平成27年度以降順次措置	平成27年	措置済	市町村・農業委員会の真剣な取組を促すため、都道府県に対し、市町村ごとの人と農地の状況を調査して公表するよう、要請した。	・相続未登記の農地が農地中間管理機構の活用の阻害要因となっているとの指摘を踏まえた取組の検討状況
5	農地の集積・集約化を担う組織の役割の明確化	農地中間管理機構と農地の集積・集約化を担う既存の組織の役割の明確化について、初年度における実績を精査し、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに向けて検討する。	平成27年度以降順次措置	平成27年	検討中	農地中間管理機構の初年度(平成26年度)の実績に加え、農地利用集積円滑化団体など既存の組織の実績について調査した。	・農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに向けた検討の動向

(※)実施状況について

これまでの実施内容は平成28年3月の所管省庁報告による。平成28年4月以降については、規制改革推進室にて補足(※を付し記載)している。

農業分野における規制改革について(規制改革実施計画の実施状況等)

「規制改革実施計画」における実施内容				閣議決定	実施状況(平成28年12月31日時点)		今後の主要フォローアップ事項
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
6	遊休農地等に係る課税の強化・軽減等	農地を農地として効果的・効率的に利用する意思がない場合に、農地中間管理機構への貸出し等を通じて遊休農地を解消し、また、農業経営の規模の拡大等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するため、農地の保有に係る課税の強化・軽減等によるインセンティブ・ディスインセンティブの仕組みについて、政府全体で検討する。	平成27年度検討、可能な限り早期に結論を得る	平成27年	措置済	地方税法を改正し、(1)農地法に基づき、農業委員会が、農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した遊休農地の課税の強化と、(2)所有する全農地を機構に10年以上の期間で貸し付けた場合、固定資産税の課税標準を2分の1に軽減する措置をセットで講ずることとした。 (※ 平成28年4月1日施行)	・地方税法改正後の運用状況
7	転用利益の地域の農業への還元	農地流動化の阻害要因となる転用期待を抑制する観点から、転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性のある方策について中長期的に検討を進める。	平成26年度検討開始	平成26年	措置済	有識者からなる「農地流動化の促進の観点からの転用規制のあり方に関する検討会」を開催し、関係者へのヒアリング及びアンケート調査を実施しつつ、論点整理に向けて検討を進めているところ。 (※ 平成28年6月に論点整理を公表。現在、平成28年度内の中間とりまとめに向けた議論を進めているところ)	・転用利益の地域の農業への還元について、検討会における論点整理並びにその後の検討及び結論
8	転用利益の地域の農業への還元	農地転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性のある方策について、 ①有識者からなる検討会を開催し、関係者へのヒアリング、アンケート調査等を行いつつ検討を進める。 ②検討会において①の検討を踏まえた論点整理を行う。	①平成27年度検討 ②平成28年度早期論点整理	平成27年			

(※)実施状況について

これまでの実施内容は平成28年3月の所管省庁報告による。平成28年4月以降については、規制改革推進室にて補足(※を付し記載)している。

農業分野における規制改革について(規制改革実施計画の実施状況等)

「規制改革実施計画」における実施内容				閣議決定	実施状況(平成28年12月31日時点)		今後の主要フォローアップ事項
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
2. 農協法等一部改正法に基づく諸改革の確実な実施							
(1) 農業委員会法							
1	農業委員会の選挙・選任方法の見直し	農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行えることとする。これに伴い、市町村長は、農業委員の過半は認定農業者の中から選任し、また、利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとする。 また、機動的な対応を可能とするため、農業委員は現行の半分程度の規模にする。 さらに、女性・青年農業委員を積極的に登用する。 なお、委員にはその職務の的確な遂行を前提としてふさわしい報酬を支払うよう報酬水準の引上げを検討するものとする。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措置 が必要なものは次期 通常国会に 関連法案の 提出を目指す	平成26年	措置済	左記内容のうち法律上の措置が必要なものを盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。(※ 平成28年4月1日施行)	法改正後の農業委員会委員の選任状況及び活動状況
2	農業委員会の事務局の強化	農業委員会の事務局については、複数の市町村による事務局の共同設置や事務局員の人事サイクルの長期化の実施などにより業務の円滑な実施ができるよう体制を強化する。	平成26年度 検討・結論、 平成27年度 措置	平成26年	措置済	市町村長は農業委員会が行う知識・経験を有する職員の確保や資質の向上に向けた取組に協力するよう務めなければならない旨を盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。(※ 平成28年4月1日施行)	法改正後の農業委員会の事務局の体制強化の状況

(※)実施状況について

これまでの実施内容は平成28年3月の所管省庁報告による。平成28年4月以降については、規制改革推進室にて補足(※を付し記載)している。

農業分野における規制改革について(規制改革実施計画の実施状況等)

「規制改革実施計画」における実施内容				閣議決定	実施状況(平成28年12月31日時点)		今後の主要フォローアップ事項
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
3	農地利用最適化推進委員の新設	農業委員会の指揮の下で、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員(仮称)の設置を法定化する。 なお、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が選任することとし、その際事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。農地利用最適化推進委員は、地域の実情に応じて必要数を選任し、報酬は、市町村ごとに一定のルールの枠内で支給することを検討する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	平成26年	措置済	左記内容のうち法律上の措置が必要なものを盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。(※ 平成28年4月1日施行)	・農地利用最適化推進委員の選任状況及び活動状況
4	都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し	農業委員会の見直しに併せて、都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、その役割を見直し、農業委員会の連絡・調整、農業委員会の業務の効率化・質の向上に資する事業、農地利用最適化の優良事例の横展開、法人化の推進、法人経営等担い手の組織化及びその経営発展の支援、新規参入の支援等を行う法人として、都道府県・国が法律上指定する制度に移行する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	平成26年	措置済	左記内容を盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。(※ 平成28年4月1日施行)	・法改正後の農業委員会ネットワークの活動状況
5	遊休農地対策	農業委員会は、農地の利用関係の調整、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の業務を着実に実施するものとするほか、農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みをつくる。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	平成26年	措置済	農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等について、着実な実施を図るため、助言、支援等を実施。 また、農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みを盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。(※ 平成28年4月1日施行)	・農業委員会が行う農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の業務の実施状況 ・農地中間管理機構が農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みの運用状況

(※)実施状況について

これまでの実施内容は平成28年3月の所管省庁報告による。平成28年4月以降については、規制改革推進室にて補足(※を付し記載)している。

農業分野における規制改革について(規制改革実施計画の実施状況等)

「規制改革実施計画」における実施内容				閣議決定	実施状況(平成28年12月31日時点)		今後の主要フォローアップ事項
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
6	農業委員会の情報公開等	農業委員会は、その業務の執行状況を農業者等の関係者に分かりやすくタイムリーに情報発信するものとする。また、農業委員会は、農地の利用状況調査を毎年、確実に行い、農地ごとにその利用状況を公表する。農林水産省及び都道府県農政部局は、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を行い、農業委員会に対する適切な助言、支援等を行う。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	平成26年	措置済	<p>農業委員会の業務の執行状況の公表については、本内容を盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。(※ 平成28年4月1日施行)</p> <p>農地の利用状況調査は、法令上毎年必ず実施しなければならないこととされており、通知でもその旨を周知徹底しているところ。</p> <p>また、農地ごとの利用状況をインターネット上で公表する農地情報公開のシステムを整備した。</p> <p>さらに、農林水産省は、各農業委員会の業務の執行状況をホームページ上で公表することとし、都道府県農政部局にも同様の取組を行うよう要請済。</p>	・農水省及び都道府県農政部局による情報公開、農業委員会への助言・指導
7	農地情報公開システムの機能向上	各農業委員会で整備している農地情報公開システムの一元化に際しては、引き続き農地中間管理機構等のシステム利用者等との協議を通じてそのニーズを把握した上で、利便性・効率性を更に向上させるとともに、現況に基づく最新の農地情報(耕作者ごとの整理番号、遊休農地の措置の実施状況、貸付けに関する所有者の意向等)をより速やかに反映できるシステムを構築し、運用を開始する。	平成27年度検討開始、平成28年度措置	平成27年	措置済	<p>農地中間管理機構等のシステム利用者等のニーズを把握し、農地情報の検索機能の使い勝手の改善等の改修を実施したところである。</p> <p>また、現況に基づく最新の農地情報をより速やかに反映できるシステムの構築を終了したところである(28年4月から、最新の農地情報をより速やかに反映できるようにしたシステムの運用を開始することとしている。)</p>	・農地情報システムの改善の状況及び運用状況

(※)実施状況について

これまでの実施内容は平成28年3月の所管省庁報告による。平成28年4月以降については、規制改革推進室にて補足(※を付し記載)している。

農業分野における規制改革について(規制改革実施計画の実施状況等)

「規制改革実施計画」における実施内容				閣議決定	実施状況(平成28年12月31日時点)		今後の主要フォローアップ事項
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
<b>(2) 農業協同組合法</b>							
8	中央会制度から新たな制度への移行	農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。 ・農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化を踏まえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。 ・新たな制度は、新農政の実現に向け、単協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織の在り方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措置 が必要なのは次期 通常国会に 関連法案の 提出を目指す	平成26年	措置済	農協法上の中央会制度の廃止等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。(※ 平成28年4月1日施行)	・中央会制度から新たな制度への移行に関する検討状況
9	全農等の事業・組織の見直し	全農・経済連が、経済界との連携を連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とするために必要な法律上の措置を講じる。 その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方を詰め、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討するよう促すものとする。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措置 が必要なのは次期 通常国会に 関連法案の 提出を目指す	平成26年	措置済	全農・経済連が農協出資の株式会社に転換することを可能にすること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。(※ 平成28年4月1日施行)	・全農・経済連における株式会社化に関する検討状況

(※)実施状況について

これまでの実施内容は平成28年3月の所管省庁報告による。平成28年4月以降については、規制改革推進室にて補足(※を付し記載)している。

農業分野における規制改革について(規制改革実施計画の実施状況等)

「規制改革実施計画」における実施内容				閣議決定	実施状況(平成28年12月31日時点)		今後の主要フォローアップ事項
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
10	単協の活性化・健全化の推進	<p>単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、不要なリスクや事務負担の軽減を図るため、JAバンク法に規定されている方式(農林中央金庫(農林中金)又は信用農業協同組合連合会(信連)に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置くか、又は単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式)の活用の推進を図る。</p> <p>あわせて、農林中金・信連は、単協から農林中金・信連へ事業譲渡を行う単協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単協に支払う手数料等の水準を早急に示すことを促す。</p> <p>全国共済農業協同組合連合会(全共連)は、単協の共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用の推進を図る。</p> <p>また、単協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確化するための法律上の措置を講じる。</p> <p>さらに、単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、下記を含む単協の活性化を図る取組を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する。</li> <li>・生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。</li> </ul>	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	平成26年	措置済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農協は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする</li> <li>・農協は、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業収益を、事業の成長発展を図るための投資や事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないものとする</li> <li>・単協の信用事業譲渡をより円滑に行う観点から、農協が信用事業の全部を譲渡した場合だけでなく、一部を譲渡した場合についても、農林中金、信用農業協同組合等の業務の代理を行うことができるものとする等内容をとする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。(※ 平成28年4月1日施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単位農協における信用事業譲渡に関する検討状況</li> <li>・単位農協による農産物の有利販売に資するための買取販売の拡大及び生産資材の有利調達に関する状況</li> </ul>
11	理事会の見直し	<p>農業者のニーズへの対応、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図るため、理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。</p> <p>併せて次世代へのバトンタッチを容易にするために、理事への若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組み、理事の多様性確保へ大きく舵を切るようにする。</p>	平成26年度検討・結論	平成26年	措置済	<p>理事の過半は認定農業者や農畜産物の販売・法人の経営等に関し実践的な能力を有する者でなければならないこと、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮すること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。(※ 平成28年4月1日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単位農協の理事の選任状況</li> </ul>

(※)実施状況について

これまでの実施内容は平成28年3月の所管省庁報告による。平成28年4月以降については、規制改革推進室にて補足(※を付し記載)している。

農業分野における規制改革について(規制改革実施計画の実施状況等)

「規制改革実施計画」における実施内容				閣議決定	実施状況(平成28年12月31日時点)		今後の主要フォローアップ事項
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
12	組織形態の弾力化	単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにするための必要な法律上の措置を講じる。 なお、農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする方向で検討する。	平成26年度 検討・結論、 法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す。ただし、農林中金・信連・全共連は平成26年度検討開始	平成26年	措置済	農協・連合会の分割や株式会社等への組織変更を可能にすること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。(※平成28年4月1日施行)農林中金・信連・全共連については、農協改革の法制度の骨格(平成27年2月13日農林水産省・地域の活力創造本部決定)において、中長期的に検討する旨決定した。	・単位農協・連合会組織の組織変更の状況 ・農林中金・信連・全共連の組織変更に関する検討状況
13	組合員の在り方	農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。	平成26年度 検討開始	平成26年	措置済	改正法施行後、5年間、正組合員及び准組合員の利用実態並びに農協改革の実施状況の調査を実施すること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布された。(※平成28年4月1日施行)	・正組合員及び准組合員の利用実態等に関する調査の結果と、それを踏まえた事業利用のルールに関する検討状況
14	他団体とのイコールフットイング	農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。	平成26年度 検討・結論	平成26年	措置済	「農協改革の基本方向」(農協のあり方研究会報告書。平成15年3月)に基づき、行政運営の上で、農協系統と農協以外の生産者団体とのイコール・フットイングの確保に向けた取組をしているところ。 また、平成27年5月1日付けで「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針」を改正し、都道府県等に周知・徹底した。	・農協系統と農協以外の生産者団体とのイコール・フットイングの確保の状況

(※)実施状況について

これまでの実施内容は平成28年3月の所管省庁報告による。平成28年4月以降については、規制改革推進室にて補足(※を付し記載)している。

農業分野における規制改革について(規制改革実施計画の実施状況等)

「規制改革実施計画」における実施内容				閣議決定	実施状況(平成28年12月31日時点)		今後の主要フォローアップ事項
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
15	農業協同組合改革の確実な実施	連合会・単協が農業者の所得向上に向けた活動に全力投入していくとの観点から、農協改革集中推進期間における連合会・単協の自己改革が確実に達成されるよう促す。	平成28年度以降措置	平成27年	措置済	<p>連合会・単協の事業及び組織の在り方についての連合会・単協の構成員と役職員との徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識啓発を図り、連合会・単協自己改革の取組を促進するものとする旨を盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)が第189回国会において成立・公布(平成27年9月4日)。(※平成28年4月1日施行)</p> <p>農協に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底並びに自己改革の推進を図るため(改正農協法附則51条第1項)、農協関係者や担い手農業者などを対象とした説明会を全国で計95回開催。</p>	・農協改革集中推進期間(平成26年6月からの5年間)における農協改革の進捗状況(上記8～14の項目に沿って要フォロー)

(3) 農地所有適格法人の要件緩和

16	事業拡大への対応等	<p>更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し(法附則に規定)に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討し、結論を得る。</p> <p>所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法(国の没収等)の確立を図ることを前提に検討するものとする。</p>	原則として「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直しに併せて措置	平成26年	未検討	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直し(平成31年)に際して検討することとなっているため。</p>	・農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに向けた検討状況
----	-----------	--	---------------------------------------	-------	-----	---	-----------------------------------

(※)実施状況について

これまでの実施内容は平成28年3月の所管省庁報告による。平成28年4月以降については、規制改革推進室にて補足(※を付し記載)している。

農業分野における規制改革について(規制改革実施計画の実施状況等)

「規制改革実施計画」における実施内容				閣議決定	実施状況(平成28年12月31日時点)		今後の主要フォローアップ事項
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
3. 牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革							
1	指定生乳生産者団体制度の是非・現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革	指定生乳生産者団体制度導入後の生乳需給構造の変化や近年の消費者ニーズの多様化に対応し、我が国酪農業の生産基盤を強化しつつ、酪農家の一層の所得向上を図ることが必要である。 このため、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し、我が国酪農業の成長・発展、最終需要への一層の即応を実現する観点から、酪農家の経営マインド涵養、生産・流通の柔軟化を通じた付加価値の向上に向け、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。	平成28年秋までに検討、結論	平成28年	※未把握	(※ 平成28年11月、農林水産業地域の活力創造プランの改訂において、加工原料乳生産者補給金の交付対象の見直し、部分委託に関するルール等の設計、条件不利地域の集乳経費への補助等が決定されたところ。)	・加工原料乳生産者補給金制度の改正内容及び今後の運用状況 ・現行の指定生乳生産者団体が担う乳価交渉のメンバー、交渉プロセスの見直し状況
2	バター等乳製品のモニタリング等の強化①	国家貿易で輸入した乳製品について、売渡の際に最終消費までの流通に係る計画を確認し、不明確な場合には売渡をしないこととする。また、その計画が着実に履行されるよう、報告徴収・検査を通じて確認を行う。	平成28年度中の可能な限り速やかに実施	平成28年	※未把握	(※ 国家貿易で輸入するバターに関しては、落札者が、売渡の契約の締結までに、最終実需者までの流通計画を提出し、実績を報告するものとし、それに反する者に対しては売り渡しをしないこととする。また、ALICは、入札数量の全体にかかる計画をとりまとめ公表することとしたところ。 バターの店頭調査の精度の向上等については、購買点数の制限の実施状況を調査項目に追加し、調査回数増、地域ごとの結果公表などを実施。また、バターの需給状況について、バターの生産、流通、消費に係る関係者間で、バターの需給等に関する情報共有と意見交換のための会議を定期的開催している。)	・モニタリングの運用状況及び国家貿易で輸入された乳製品の供給状況
3	バター等乳製品のモニタリング等の強化②	バターの市場調査について、「欠品・取扱なし」の小売店の割合に加えて、購買点数等の制限に係る状況や業務用向けバターの需給状況にも対象を広げる。また、日々の需給動向を把握できるよう調査精度を向上させる。	平成28年度中の可能な限り速やかに実施	平成28年	※未把握		
4	LL(ロングライフ)牛乳の製造認可の審査事項の見直し	バルククーラーの冷却の向上等を確認の上、48時間以上経過した生乳について、衛生状況を確保するための「常温保存可能品の審査事項」の見直しを検討し、所要の通知の手当を行う。なお、見直しの検討に必要な科学的なデータの収集は、事業者に協力を求めながら行う。	遅くとも平成29年度までにデータ収集、必要なデータが揃った時より半年から1年で結論	平成28年	※未把握		・データ収集の結果、その後の検討状況及び結論

(※)実施状況について

これまでの実施内容は平成28年3月の所管省庁報告による。平成28年4月以降については、規制改革推進室にて補足(※を付し記載)している。

農業分野における規制改革について(規制改革実施計画の実施状況等)

「規制改革実施計画」における実施内容				閣議決定	実施状況(平成28年12月31日時点)		今後の主要フォローアップ事項
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
4. 生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組							
1	「生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し」及び「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」に係る取組	以下の事項等について検討を進め、具体的な方策について結論を得る。 a 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し ・農業者が少しでも安い生産資材を自ら選択して調達できるようにするための方策 ・農業者の真のニーズに合った商品の提供や生産コストの低減に向けた生産資材メーカーの取組 ・農協系、商系を問わず、農業者のために生産資材を安く提供するための流通業者間の競争を活性化するための取組や方策 b 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立 ・農業者が自らの責任で販売先と価格を決定できる多様な選択肢が用意される流通構造を形成するための方策 ・農産物を少しでも高く販売し、農業者の手取りを増やすことができる販売ルートを構築するための、農協系統、多様な農業者グループや流通業者、卸売市場などの取組 ・様々な流通経路における値決めや手数料等について、農業者の目線で分かりやすく納得のいくものにするための方策	平成28年秋までに具体的に具体的施策について検討・結論	平成28年	※未把握	(※ 平成28年11月11日に規制改革推進会議農業WG、未来投資会議構造改革徹底推進会合の合同会合においてとりまとめられた「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく「生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し」及び「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」に向けた施策の具体化の方向」に関する内容を踏まえ、11月29日に「農林水産業競争力強化プログラム」が決定されたところ。)	・制度改正の内容及び今後の国内外の生産資材の生産・流通・価格等の公表状況、肥料等の銘柄削減状況、農薬・肥料・飼料業界等の生産性の確保等を目指した取組状況等 ・国内外の流通・加工の実態に関する公表状況、農産物の出荷規格や検査規格等の見直し状況、農産物の物流における共同配送等による効率化の状況、流通・加工業界の再編状況等
2	公正かつ自由な競争を確保するための方策の実施	公正取引委員会は、以下の措置等を講ずる。 a 農業者、商系業者等からの情報提供を受け付ける窓口(平成28年4月設置)について、農林水産省とともに積極的な公表・周知活動を行い、それを通じて、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を収集する。 b 農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に効率的な調査を実施し、必要に応じ、効果的な是正措置を実施・公表するための「農業分野タスクフォース」(平成28年4月設置)を通じ、農業分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。	平成28年度以降措置	平成28年	※未把握		・情報提供窓口の運用状況及び農業分野タスクフォース設置後の情報収集・取締り状況等

(※)実施状況について

これまでの実施内容は平成28年3月の所管省庁報告による。平成28年4月以降については、規制改革推進室にて補足(※を付し記載)している。